

答 申

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る伊賀市長（以下「実施機関」という。）が2021（令和3）年7月12日付け伊広第190号により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）はこれを取り消し、別表の公開すべき情報欄に掲げる部分について公開すべきである。

第2 審査請求の経緯

- 1 審査請求人は、令和3年6月28日、伊賀市情報公開条例（平成16年11月1日条例第15号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、以下に掲げる行政情報の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

【本件請求】

情報公開請求に対する処分に関する審査会答申（令和3年6月11日付）に係る関係文書（答申作成～決裁）と、その審査会答申作成～決裁に係る令和3年3月から6月の文書件名リスト（審査会関連文書件名を含む文書リストの該当部分）

- 2 実施機関は本件請求に対し、対象文書を別表の行政情報名欄に記載された文書であると特定した上で、別表の非公開とした情報欄に記載された情報を非公開として、令和3年7月12日に本件決定を行い審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、条例第19条第1項に基づき、本件決定を不服として実施機関に対し、令和3年10月13日付けで本件決定の取り消しを求める審査請求を行った。
- 4 実施機関は、令和3年11月12日、条例第20条第1項の規定に基づき当審査会に対し諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のように要約される。

- 1 本決定の妥当性について

実施機関は非公開の理由として、条例第7条第5号の審議検討情報及び条例第7条第6号の事務事業情報を挙げているが、以下のとおりこれら非開示の理由に求められる具体的な根拠が示されていない。そのため本件決定は非公開理由に妥当性を欠くものであり、取消しを求める。

2 条例第7条第5号の該当性について

非公開理由として挙げられた「不当に損なわれるおそれ」とは、「抽象的な危険・可能性では足りず、客観的かつ具体的な危険性・可能性があり法的保護に値する蓋然性が強く求められる」とされており、これは裁判所や各自治体でもこれまで解釈・運用されていたものである。実施機関からは具体的な危険性・可能性が示されておらず、実施機関の主張する非公開理由に妥当性が認められない。

3 条例第7条第6号の該当性について

非公開理由として挙げられた「事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」について、「支障」は単なる名目的なものではなく、実質的なものが求められるものであり、「おそれ」も法的保護に値する蓋然性が求められるものである。こちらについても、実施機関からは具体的な根拠が示されておらず、実施機関の主張する非公開理由に妥当性が認められない。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のように要約される。

1 本件決定の妥当性について

審査請求人は、本件決定について、非開示処分理由に求められる具体的根拠付けの要件をことごとく欠いており理由に妥当性がない旨主張するが、本件審査請求の対象となる行政文書の非開示理由である条例第7条第5号及び第6号の対象となる場合、具体的理由を記載するためには、個別の具体的な内容まで記載せざるを得ず、その記載することにより同理由により非公開とした趣旨が失われると判断したためである。開示か非開示かの判断は具体的な理由により行っており、審査請求人の主張は該当しない。

2 条例第7条第5号の該当性について

本件決定の対象情報の元となった、令和2年度第1回伊賀市情報公開・個人情報保護審査会開催後より、審査請求人から複数回にわたり連絡があり、当時の審査会時の実施機関である企画管理課や審査会委員への批判を述べていたため、事案として終了していないと判断した。そのため審議中であるという表現を用いている。

3 条例第7条第6号の該当性について

2と同様、当該事案は終了しておらず、審議中であると判断したため、当該情報の公開により、担当課である企画管理課の今後の交渉等で著しい影響を与えると判断した。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

審査請求人は、実施機関が非公開の理由とする条例第7条第5号及び条例第7条第6号に具体的な根拠が示されていないと主張している。本件決定は対象文書が多量であるため、当審査会は、情報公開請求のあった行政情報を大きく（1）会議録、（2）答申案の協議メモ、（3）協議途中の答申案、（4）答申案に対する委員の意見、に分類し、それぞれの分類について、非公開の理由及びその妥当性を判断した。

2 分類ごとの検討

（1）会議録

①審査請求人の氏名について

本情報は、審査請求の対象とされていない。

内容に関しても、伊賀市情報公開条例第7条第2号に規定する特定の個人が識別される情報であり、非公開は妥当である。

②審査請求人及び委員の発言者の表記について

実施機関は、当該情報について審議の意思形成途中のものである旨主張するが、特定の個人の氏名で表記されていないことから、この部分を公開することにより意思決定の中立性が損なわれるとは認められず、条例第7条第5号に該当しない。

③実施機関の発言者の表記について

実施機関は、当該情報について事務や事業の遂行に著しい支障を及ぼす恐れがある旨主張するが、②と同様、特定の個人の氏名の表記はされていない。そのため、この部分を公開することにより今後の事務の適正な遂行に支障があるとは認められず、条例第7条第6号に該当しない。

④審査請求人及び委員の発言内容について

実施機関は、当該情報について審議の意思形成途中のものである旨主張するが、当該事案に対する答申は公表されており、意思形成途中であるとは言えず、条例第7条第5号には該当するとは認められない。

しかしながら、審査請求人の発言内容について、対象文書となっている議事録は一言一句詳細に記録されており、発言者の口癖や思想・信条など、その個人の人格を形成する情報も表記されており、特定の個人が識別される情報といえることができる。また、一言一句詳細に記録されている状態であることは、それら非公開情報とそれ以外の情報に容易に区分することを困難なものとし、条例第8条に定める「一部に非公開情報が記

録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができる」と該当しない。

加えて、当該審査会は非公開で開催される審査会であり、仮に一言一句正確に記録されている記録を公開とした場合、発言者の心理に影響を与えることは想像に難しくなく、今後の同種同様の調査審議に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

よって審査請求人の発言内容は条例第7条第2号及び第6号に該当する。

また、委員の発言内容については、上記のとおり議事録が一言一句詳細に記録されていることから、発言者の口癖や思想・信条など、その個人の人格を形成する情報も表記されている状態であり、加えて一言一句詳細に記録されていることから、それらの情報とそれ以外の情報に容易に区分することを困難とし、条例第8条に定める「一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができる」と該当しない。

仮にこの記録を公開とした場合、発言者の心理に影響を与えることは想像に難しくなく、今後の同種同様の調査審議に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれが認められるため、委員の発言内容は条例第7条第6号に該当する。

⑤実施機関の発言内容について

④と同様、一言一句詳細に記録された議事録であり、発言者の口癖や思想・信条など、その個人の人格を形成する情報も表記されている状態で状態であり、加えて一言一句詳細に記録されていることから、それらの情報とそれ以外の情報に容易に区分することを困難とし、条例第8条に定める「一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができる」と該当しない。

仮にこの記録を公開とした場合、発言者の心理に影響を与えることは想像に難しくなく、今後の同種同様の調査審議に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当する。

⑥会議録についてのまとめ

以上により、会議録の発言者表記は、非公開事由に該当せず、公開すべきである。

(2) 答申案の協議メモ

実施機関は、当該情報について、審議の意思形成途中のものである旨主張するが、係る答申はすでに公表されており、公開することにより支障を及ぼすとは認められず、条例第7条第5号に該当せず公開すべきである。

(3) 協議途中の答申案

実施機関は、(2) 答申案の協議メモと同様に、当該情報について、審議の意思形成途中のものである旨主張するが、係る答申はすでに公表されており、公開することにより支障を及ぼすとは認められず、条例第7条第5号に該当せず公開すべきである。

(4) 答申案に対する委員の意見

① 審査会委員との意見交換メールについて

実施機関は、当該情報について審議の意思形成途中のものである旨主張するが、当該事案に対する答申は公表されており、意思形成途中であるとは言えず、条例第7条第5号には該当するとは認められない。

しかしながら、メール本文の文書は率直な記載をしており、一言一句正確に記載した議事録と同様に発信者の思想・信条など、その個人の人格を形成する情報も表記されており、特定の個人が識別される情報ということが出来る。また、議事録と同様、非公開情報とそれ以外の情報に容易に区分することを困難なものであり、条例第8条に定める「一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができる」ときに該当しない。また、メール本文がそのまま公開される場合、発信者が委縮し、率直な意見交換が阻害される可能性が非常に高い。そのためメール本文は条例第7条第2号及び第6号に該当する。

なお、メールに添付された答申案については、(3) 協議途中の答申案同様、係る答申が既に公表されているため、条例第7条第5号には該当せず公開すべきである。

② 答申案に対する委員の意見について

実施機関は、伊広第128号に記載された、答申案への意見について、審議の意思形成途中のものである旨主張するが、係る答申はすでに公表されており、公開することにより支障を及ぼすとは認められず、条例第7条第5号に該当せず公開すべきである。

③ 答申案に対する委員の意見のまとめ

以上により、審査会委員との意見公開メールについては、メール本文を除き公開すべきである。また、伊広第128号起案文における、答申案への各委員からの意見提出状況についても公開すべきである。

3 結論

以上のことから、主文のとおり答申する。

答申第3号

審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
令和3年11月12日	諮問書受理
令和4年1月20日	審議 審査請求人の口頭意見陳述 実施機関からの意見聴取
令和4年2月16日	審議
令和4年3月29日	審議
令和4年5月13日	審議
令和4年8月1日	審議
令和4年9月 日	答申

答申第3号

別表

番号	行政情報名	非公開とした情報	非公開とした根拠	公開すべき情報
1	令和3年度 伊広第67号 令和2年度第1回伊賀市情報公開・個人情報保護審査会議録	①審査請求人の氏名	①条例第7条第2号	①原処分妥当 (審査請求の対象ではない)
		②審査請求人及び各委員の発言及びその発言者	②条例第7条第5号	②審査請求人及び各委員の発言者
		③実施機関の発言及びその発言者	③条例第7条第6号	③実施機関の発言者
2	答申案課内協議メモ	全て	条例第7条第5号	全て
3	令和3年度 伊広第68号 令和2年度第1回伊賀市情報公開・個人情報保護審査会答申案の確認について(伺)	①答申第1号(案 確認用)	①条例第7条第5号	①全て
		②審査会記録	②前述(番号1と同じ)	②前述(番号1と同じ)
		③送付先(委員名簿)	③条例第7条第2号	③原処分妥当 (審査請求の対象ではない)
4	令和3年度 伊広第号128号 伊賀市情報公開・個人情報保護審査会答申について(伺)	①起案文中、答申案への各委員の意見提出状況	①条例第7条第5号	①全て
		②審査会委員との意見交換メール	②条例第7条第5号	②添付文書の答申案
5	令和3年度 伊広第号131号 伊賀市情報公開・個人情報保護審査会答申書(写し)の送付について	審査請求人氏名	条例第7条第2号	原処分妥当 (審査請求の対象ではない)
6	答申作成に関する令和3年3月から6月の文書件名リスト	なし	—	(審査請求の対象ではない)